

会 議 録

会議の名称	平成30年度 第30回茨木市こども育成支援会議
開催日時	平成31年2月25日(月) 午後4時00分～6時00分
開催場所	茨木市立男女共生センター(ローズワム) 501・502号室
出席委員	江菅委員(公募市民)、梶委員(私立幼稚園保護者)、片山委員(PTA協議会(幼稚園))、河田委員(青少年指導員連絡協議会)、木村委員(私立幼稚園連合会)、小林委員(私立保育園・私立認定こども園保護者)、田中委員(つどいの広場利用者)、中村委員(茨木つどい連絡協議会)、西谷委員(公立保育所保護者会連絡会)、西之辻委員(民生委員児童委員協議会)、福永委員(平安女学院大学)、三角委員(私立保育園連盟)、美馬委員(茨木市立児童発達支援センターあけぼの学園親の会)、宗清委員(放課後子ども教室代表者連絡会)、森委員(PTA協議会(小・中学校))、矢野委員(公募市民)(五十音順)
欠席委員	栗本委員、下田平委員、原田委員、吉田委員 (五十音順)
事務局	岡こども育成部長、東井こども政策課長、中井子育て支援課長、山寄保育幼稚園総務課長、村上保育幼稚園事業課長、幸地学童保育課長、河崎保健医療課長、浜本保健医療課参事、向田市民会館跡地活用推進課長、前田こども政策課政策係長、中坂こども政策課主幹兼子ども・若者支援グループ長、西田保育幼稚園事業課認定係長、山鹿こども政策課職員
案件	報告事項 (1) 茨木市市民会館跡地エリア活用基本計画について (2) <仮称>茨木市次世代育成支援行動計画(第4期)策定に関わる市民意識ニーズ調査について (3) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針について 子ども・子育て支援法に基づく基本指針概要 (4) 「量の見込み」の算出について 討議事項 (1) 教育・保育提供区域について (2) 茨木市次世代育成支援行動計画(第3期)PDCA確認シート(案)、<仮称>茨木市次世代育成支援行動計画(第4期)目標設定シート(案)について (3) 統計データ・資料について (4) <仮称>茨木市次世代育成支援行動計画(第4期)骨子(案)について
配布資料	資料1 茨木市市民会館跡地エリア活用基本計画の策定について 資料2① 茨木市次世代育成支援に関するニーズ調査 結果速報(案) (就学前児童・小学生児童) 資料2② 茨木市次世代育成支援に関するニーズ調査 結果速報(案) (中学生) 資料2③ 茨木市次世代育成支援に関するニーズ調査 結果速報(案)

(19～39歳)

資料2④ 茨木市子ども・子育て支援に関する事業所アンケート 速報結果(案)

資料3-1 子ども・子育て支援法に基づく基本指針

資料3-2 子ども・子育て支援法に基づく基本指針概要

資料4 「量の見込み」の算出について

資料5 教育・保育提供区域図

資料6 茨木市次世代育成支援行動計画(第3期)PDCA確認シート(案)<仮称>茨木市次世代育成支援行動計画(第4期)目標設定シート(案)

資料7 統計データ・資料

資料8 茨木市次世代育成支援行動計画(第4期)の骨子

発 言 者	発 言 内 容
司 会	<p>ご案内の時間となりましたので、茨木市こども育成支援会議を開催いたします。本日は大変ご多用のところ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。会議の開会にあたりまして、こども育成部長からご挨拶を申し上げます。</p>
岡こども育成部長	<p>改めまして、皆さんこんにちは。本日は会議にご出席いただきありがとうございます。日ごろは本市の市政、とりわけ子ども支援施策につきまして、それぞれのお立場からご協力賜りますことを厚くお礼申し上げます。</p> <p>本日は報告案件と審議案件をわけてございますが、報告案件としましては先般この会議でご検討いただきましたニーズ調査の単純集計が出てまいりましたので、その概要の説明のほか3件を報告させていただくのと、ご審議いただく内容としましては、現行の第3期次世代育成支援行動計画を遂行中ですが、その事業、施策についての評価の方法や、次年度策定予定の第4期計画の目標設定の考え方等についてご説明申し上げてご意見を頂戴するほか3件の案件を考えております。いずれにしてもボリュームが大きくなっておりますので、最後までのご協力よろしくお願いたします。</p>
司 会	<p>では、委員の出席状況につきまして報告いたします。本日、放課後児童健全育成事業を利用している児童の保護者としてご参画いただいております吉田委員、株式会社原田設備代表取締役 原田委員、子育てサロン関係者 下田平委員、児童養護施設レバノンホーム施設長 栗本委員につきましては、所用のため欠席の連絡をいただいております。なお、西谷委員につきましては欠席のご連絡をいただいておりますので、後ほどご出席いただけるものと考えております。</p> <p>また、株式会社サーベイリサーチセンターが会議録作成のため、この会議に同席しております。</p> <p>それでは、茨木市こども育成支援会議条例第6条第1項の規定により、会議の議事進行を福永会長よろしくお願いたします。</p>
福永会長	<p>それでは、私のほうから議事を進めさせていただきます。</p> <p>本日の委員の出席状況について、事務局より報告願います。</p>
事務局	<p>本日は20人の委員のうち15人に出席をいただいております。</p>
福永会長	<p>半数以上の委員にご出席いただいておりますので、こども育成支援会議条例第6条第2項により会議は成立しております。</p> <p>では、会議案件の報告事項「(1)茨木市市民会館跡地エリア活用基本計画について」事務局よりご報告願います。</p>
向田市民会館跡地活用推進課長	<p>跡地エリア活用基本計画は、本編 60 ページほどのボリュームとなっております。本日はお時間が限られておりますので、そこから抜粋した内容でおよそ10分程度にまとめて、簡単ではございますが説明いたします。</p> <p>まず資料1をお願いいたします。本市の市民会館は平成27年12月に閉館いたしまして、現在ここから見えるところで解体工事を進めております。また、さらに耐震性に課題がございました福祉文化会館、中央公園のグラウンド等周辺エリアを含む場所につきまして、私ども市民会館跡地エリアと呼びまして、その活用について現在検討を進めているところです。</p>

平成 29 年度には基本構想、今年度は基本計画を策定いたしました。その中で新施設におきましては、ホールや図書館の他に子育て支援等の機能を導入する予定としております。本日は基本計画について、簡単ではございますがご説明させていただきます。

基本計画ですが、利用者等のヒアリングやアンケート、それからワークショップ、社会実験等、様々な形での参加を得ながら、施設機能、ゾーニング等について検討し、まとめてまいりました。

資料の地図をご覧ください。今回、跡地エリアについて土地の性格や整備時期等に応じてエリア A から D の 4 つにわけております。南グラウンドの南側、現在緑地、森のようになっている場所につきましてはエリア A と呼びまして、ここに新しい施設を建設する予定としております。その北側前面、現在の南グラウンド部分には、エリア B として芝生等を敷いた広場としたいと考えております。この A と B の敷地を第 1 期エリアとして、まずは整備を行う予定としております。次に、元市民会館前の人工台地、噴水等があるエリアです。こちらをエリア C、さらには元市民会館と福祉文化会館の敷地をエリア D としております。この 2 つは第 2 期工事エリアとして、新施設の建設後に福祉文化会館の解体を行った上で整備を行います。なお、エリアで言いますと B、C、D につきましては、都市公園とする予定としております。

次のページをお願いします。こちらは全体スケジュールとしておりますが、第 1 期エリアのスケジュールとなっております。2019 年度に事業者の募集・選定を行い、2020 年度に設計、2021～2022 年度に主に工事を進めまして、2023 年度中の完成を目指しております。ここまでいきましたら、第 2 期エリアに手をかけられますので、第 2 期エリアは 2023 年度以降に解体して公園整備等を行っていく予定としております。

続きまして、主な機能について説明申し上げます。まず、市民会館は元々大ホールがございました。今回はホール整備を進めたいと思っております。まず大ホールと多目的ホールの整備を行います。現在想定しております大ホールの座席数が 1,200 席としており、800 席、200 席、200 席等の複数階層の構成と考えております。1 階席のみを使う時の料金設定を行う等をしまして、800 席の中ホールとしても使える仕様を検討しております。また、音響関係につきましては、可変性がありながら多様な公演に対応できるものと考えております。多目的ホールにつきましては、元市民会館にありましたドリームホールに近い 200～250 席程度の平土間のホールを考えております。

次に、子育て支援機能、それから子どもの遊び場につきましては、この後もう少しだけ詳しく書いた資料を説明いたしますので、ここでの説明は割愛いたします。

次に隣のページにいまして、図書館です。中条図書館の移設も考えておまして、機能拡張を考えながら移設を考えており、新しい施設では居心地の良い居場所となるような、滞在型の図書館を目指したいと考えております。また、施設ロビーや子育て支援の施設、あるいは広場等、様々な場所に書架を設けまして、

	<p>施設やエリア、広場なども全体として図書館と言えるような空間としたいと考えております。その他にも、合同庁舎のほうからプラネタリウムを移設、市民活動センター、カフェ等を設ける予定としております。</p> <p>また、外部の広場、大屋根の部分につきましては、南グラウンド部分に天然芝と人工芝による緑化を行うほか、施設入口付近に大屋根を設置しまして、屋内外を繋ぐようなオープンな中間領域をつくりだしたり、あるいは、雨の降った日にもイベントが少しできるようなスペースにしたいと考えております。ここまでが施設機能についてのごくごく簡単な説明となっております。</p> <p>ページを捲っていただき、今度は子育て機能について少し説明申し上げます。</p>
<p>中井子育て支援課長</p>	<p>子育て支援機能につきましては、私のほうから説明させていただきます。</p> <p>平成 29 年度からこども健康センター及び子育て支援総合センターに子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から切れ目のない支援を一体的に提供できるよう、これまで取り組んできております。それぞれのサービスを円滑に利用できる仕組みや、利用者との継続的な関わり等が現在求められていると考えております。今回の新たな施設におきましては、母子保健事業と子育て支援事業の一体化を図るとともに、子どもの虐待等に関する相談窓口も併設いたしまして、妊娠・出産・子育てに関するすべての相談に対応できる総合相談窓口を目指したいと考えております。また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実現するため、新施設を中核に（仮称）地区保健福祉センター等とも連携を図る新たな相談支援体制、いばらき版ネウボラを創設し、包括的かつ継続的な支援の充実を図ってまいります。</p> <p>これらの取り組みによる効果としましては、まず新施設では母子保健と子育て支援の機能の集約により、妊娠期から子育て期に至るまでの子育て家庭が求めるサービスをワンストップで提供できるだけでなく、妊産婦の健康問題から子どもの虐待等に関する相談まで幅広く相談に対応することが可能となります。また、図書館や広場といった子どもの集まる場所に併設するため、遊びに来たついでに気軽に相談することができたり、他の利用者との交流も促進される等、複合施設ならではの効果も期待しています。さらに、新施設は新庁舎に隣接しておりますので、他の福祉施策との連携も容易になり、子育て家庭が抱える子育て以外の課題、生活困窮や介護問題等にも遅滞なく対応することが可能となる、このような効果を見込んでおります。</p> <p>その他の施設としましては、子どもに関連する部分では未就学の子ども達が天候に左右されず安心して遊べる場として、屋内遊園等を設置する予定としております。子育て親子の交流の場となるだけでなく、広場や図書館等の相乗効果も高め、相談支援をはじめとするネウボラ機能の利用促進も期待しております。簡単ではございますが、報告とさせていただきます。</p>
<p>福永会長</p>	<p>ありがとうございました。ただいまの説明について、委員の皆さまご意見、ご質問等ございましたらお受けしたいと思います。会議録作成の関係上、この会議の中ではどなたが発言されたかがわかるように「〇〇です」とお願いいたします。</p>
<p>江菅委員</p>	<p>前にもお話したと思うのですが、ちょっとカタカナが多いかなということで、</p>

	<p>一般の人と言うと怒られますが、ワークショップとは何ですか、何かお店をするのですかというようなことにもなるし、それから多目的ホールのところではオープン形式のボックス型の空間、これは普通の人がイメージできるだろうか。それと僕も不勉強で申し訳ないのですが、最後に「ネウボラ機能」という言葉がありますが、ちんぷんかんぷんでどういう内容なのかがわかりません。他に置き換えられないような難しい言葉があれば、できるだけ注釈を付けていただく形をお願いできないかと思えます。これは別にこの部分だけでなく、他の場面でも極力平易な言葉を使っていただいて、代替りの言葉が見つからなければわかりやすい注釈を付けていただくという努力をお願いします。</p>
福永会長	<p>ありがとうございます。他に皆さんからどうでしょうか。今のようにわかりにくい言葉等がございましたか。「ネウボラ」という言葉は特殊な使い方だと思いますので、簡単にどういう機能のことを指しているのか。</p>
向田市民会館 跡地活用推進 課長	<p>今回用意した資料は、本編から抜粋する形で作成した手前、用語解説までは記載しておりませんでした。ご指摘いただきました「ボックス型」「ワークショップ」「ネウボラ」につきましては、本編のほうでは用語解説を入れております。簡単に言いますと、「ボックス型」は劇場の一つの型でして、小規模のホールや音楽専用ホール等で使われている、日本語で言うと「靴箱」と呼ばれる形です。靴箱のように平面の中に席が並んでいるような形のホールを言います。それ以外にも「ワークショップ」も、最近色々なところで行われている形式ですが、色々な意見交換等を行う会です。何人かが集まってお互いに意見を出し合って意見交換を行って、その中で何かを決めていくというのが「ワークショップ」という内容になります。また、「ネウボラ」につきましても、本編のほうでは記載させていただいております。「ネウボラ」という言葉は、聞き慣れない方も多いと思いますが、フィンランド語で「情報・アドバイスを受ける場所」という意味になっております。現在フィンランドにおいて制度化されている子育ての支援の関係の制度になりますが、妊娠・出産から就学までの育児を切れ目なく継続的に支援することを特徴とした子育て支援施設ワンストップの拠点、及びその制度を「ネウボラ」と呼んでおります。最近、日本でも各地で導入が進んでいる制度になっております。以上です。</p>
福永会長	<p>ありがとうございました。 他にいかがでしょうか。</p>
西之辻委員	<p>市民会館の設計はまだかもしれないですが、くれぐれもお願いします。舞台を使う側から見て茨木のホールはほとんどまともなホールがなくて、搬入とか搬出、舞台の楽屋からの出入りが非常に不自由なところが多い。是非お願いしたいのが、舞台の高さに搬入のトラックの荷台が付き、搬入のしやすさと、舞台と同じフロアに楽屋を設置するという設計です。</p>
福永会長	<p>ありがとうございました。 他にございますか。</p>
江菅委員	<p>そういう要望でも良いのですか。エリアAですが、今現在大きな木がたくさん育っていますが、是非とも移植なり何なりして残していただきたい。緑豊かな茨</p>

	<p>木市と言いながらぼんぼん木を切ってしまう、山の中から切ってしまうというのでは非常に矛盾があると思います。緑は市民の大切な財産ですから、邪魔になるからと言って伐採とかしなないで、時間があるのですから移植を是非考えていただきたい。これは別にここだけではなくて他の場面でもそうなのですが、よろしくをお願いします。</p>
向田市民会館 跡地活用推進 課長	<p>樹木につきましては、今年度健全度調査というのをしております。樹木が移植に耐えられるのかどうか、あるいは大きさ等を調べて、逆にあまり大きすぎると今度は運べないということも調べております。その中で今回は全部切ってしまうのではなく、移植できる分については移植したいという方向で今検討と調整を進めているところです。</p> <p>あともう一つ。ホールのことでお話しが出ましたが、同一フロアに舞台を乗せてほしいということですが、今回基本計画の段階でホールにつきましては3階以上に設置をしたいと考えております。音楽系の団体からは同一フロアというご要望をたくさんいただいたのですが、またそれ以外の方からお話しを聞いた関係では、子ども・子育ての機能をできるだけ低層階に持っていきたいと結論としては考えております。ですので、1・2階には子ども・子育て系、3階から上にホールということで今計画は進めているところです。</p>
福永会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他にどうしてもというものがありましたら、いかがでしょうか。</p>
三角委員	<p>グラウンドの件ですが、中央公園の南側グラウンドの稼働率は結構高いように思うのですが、そこをつぶしてしまうとなると、そこで活動していた団体等々は困らないのでしょうか。その代替地はお考えでしょうか。</p>
向田市民会館 跡地活用推進 課長	<p>現在、北グラウンドを拡張の方向で設計を進めております。テニスコート、その北側のクリエイトの前にちょっとした公園があると思いますが、そのクリエイトの前の公園のほうまで北グラウンドを拡張しようということで進めております。面積的には、南グラウンドと北グラウンド合わせたよりは若干小さくなる可能性は残ってはいるのですが、その代わりにイベント等が今まで北と南にわかれていたようなものについては、1か所で行えるようなメリットもあると思っております。</p>
福永会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>そうしましたら、次の案件に移りたいと思います。</p> <p>報告事項（2）「〈仮称〉茨木市次世代育成支援行動計画（第4期）策定に関わる市民意識ニーズ調査について」事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>資料2をお願いします。資料2につきましては、結果速報（案）及び単純集計結果といたしまして4種類ございます。枝番を振っておけば良かったのですが、就学前児童・小学生児童、中高生、19歳～39歳の若者、事業者アンケートという4種になっています。これについては、委員の皆さまに事前に郵送いたしました。調査票については、1月の中頃を最終の締め切りとし、随時集計及び資料の作成を行いました結果、2月20日の郵送となり、会議ぎりぎりとなりましたことをお詫び申し上げます。本日のニーズ調査の説明につきましては、会議案件の報告事</p>

項が4つ、討議事項が4つあり、2時間の限られた時間で終了することが難しいということでございまして、資料がぎりぎりとなりましたが郵送させていただき、委員の皆さまに確認いただいておりますので、各結果速報1ページの調査概要のみ説明させていただきます。なお、来月開催予定の31回会議では、冊子として取りまとめる報告書(案)をお示しする予定です。報告書(案)では、前回調査結果との経年比較やクロス集計をかけた内容にしたいと考えております。つきまして、本日配布しております単純集計結果を確認いただき、知りたいクロス集計の設問がございましたら、時間があまりなく申し訳ないのですが、3月2日目途で対象調査名、設問項目、クロス集計の内容をこども政策課までメールかFAXでお知らせください。あくまでも、次回の会議でお示しする報告書(案)への反映の期限ですので、3月2日以降もクロス集計の希望設問がございましたらこども政策課までお知らせいただけましたら、クロス集計結果はお示しできますので、よろしく願いいたします。

それでは、ニーズ調査結果速報(案)(就学前児童・小学生児童)の表紙をお開きください。調査概要の「1 調査目的」では、次期計画策定にあたり、子ども・子育て支援施策の利用状況と今後の利用希望、子育て世帯の生活実態、意見、要望等を把握するために実施いたしました。

次に「2 調査設計」の「(4) 調査方法」と「(5) 調査期間」ですが、平成30年12月13日木曜日から27日木曜日とし、郵送配布及び郵送回収による郵送調査法を基本に、回収率向上の取組としてインターネットでの調査を実施、締め切り間近にはお礼状兼督促ハガキを送付いたしました。その他、広報誌、ホームページの掲載はもちろん、幼稚園、保育所、つどいの広場等へ調査協力をお願いを掲載したチラシを配布いたしました。その結果、「3 回収結果」では就学前児童・小学生の保護者ともに回収率が前回調査より高く、合わせて55.7%となっており、7.1ポイント上回る回収率となっております。なお、インターネットでの回収率は就学前児童の保護者13.4%、小学生保護者15.5%でした。

続きまして、ニーズ調査の結果速報(案)(中学生)を見ていただき、表紙をお開きください。調査概要の「1 調査目的」では、次期計画策定にあたり本市の中学校及び高等学校に通学する生徒の友人関係、家庭生活等の状況や意見、要望等を把握するために実施いたしました。

次に「2 調査設計」「(2) 調査対象」ですが、当初の会議では市内14中学校の2年生1クラス、高等学校7校と特別支援学校1校の2年生2クラスの予定と説明しておりましたが、中学校では校長会との協議の結果、中学校4校の2年生全クラス、高等学校では各学校との協議の結果、高等学校6校及び特別支援学校1校の1年生もしくは2年生を対象に実施いたしました。

次に「(4) 調査方法」は、各学校での自記入方式とし、調査期間は平成30年12月13日木曜日から平成31年1月11日金曜日の間で実施いたしました。

「3 回収結果」の回収率ですが、中学生75.6%、高校生58.3%としておりますが、合計につきましては「※」の2つ目に記載しているとおり在籍校不明分の322人を含んでおり、合わせての回収率は89.8%となっております。

	<p>続きまして結果速報の 19～39 歳の若者分の表紙をお開きください。調査概要「1 調査目的」では、子ども・若者育成推進法に基づく子ども・若者計画を含めた次期計画策定にあたり、本市の若者の日常生活や就労、社会参加等の状況や、意見、要望等を把握するために実施いたしました。</p> <p>次に「2 調査設計」「(5) 調査期間」ですが、平成 30 年 12 月 13 日木曜日から 27 日木曜日とし、「(4) 調査方法」は就学前児童・小学生児童と同様の郵送配布及び郵送回収による郵送調査法を基本に、回収率向上の取組としてインターネットでの調査を実施し、締め切り間近に礼状兼督促ハガキを送付いたしました。</p> <p>「3 回収結果」では 33.9%となっております。なお、インターネットでの回答率は 22.3%でした。</p> <p>続きまして、事業者アンケート速報分の表紙をお開きください。調査概要の「1 調査目的」では、市内の特定教育・保育施設をはじめ、小規模保育や認可外保育、事業所内保育を運営する事業者を対象に、各施設、事業の保育体制の状況や人材確保、今後の運営に関する意向等を把握するため実施いたしました。</p> <p>次に「2 調査設計」「(2) 調査対象」「(3) 対象事業数」ですが、特定教育・保育施設 54 施設、小規模保育事業所 18 施設、認可外保育施設 10 施設、市内企業 42 社です。「(5) 調査期間」ですが、平成 30 年 12 月 13 日木曜日から 27 日木曜日とし、「(4) 調査方法」は郵送配布及び郵送回収による郵送調査法、締め切り間近に礼状兼督促ハガキを送付いたしました。</p> <p>「3 回収結果」は、全体で 75%となっております。なお、集計値は回答不備等を処理する前の暫定値であり、確定値ではございません。次回会議でお示しします報告書（案）では、確定値をお示しいたしますのでよろしくお願いいたします。</p>
福永会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>回収結果が一番注目されると思いますが、いかがでしょうか。前回 25 年の調査と比べて、今回の調査回収率が少し上がった部分があります。未就学児童と小学生児童に関しては、7 ポイント程度回収率が上昇ということになっています。中高生に関しては、学校内で自記入方式ということでしたが、在籍校不明分 322 人を含めて 89.8%になるということでした。この在籍校不明分 322 人が出たというのはどういった経緯ですか。</p>
東井子ども政策課長	<p>元々こちらから調査票等を学校へお持ちして、学校へ出向いて回収をしたので、その時点で中学校と高校と分類して分けておけばこういうことにはなっていなかったのかなと思うのですが、そこを混ぜて業者に渡してしまいましたので、調査票の間 2 が無回答で、在籍校不明分が数として多くなってしまったという結果です。その点は事務局として反省しておりまして、申し訳ない結果になっているというのは感じております。そういった事情でございます。</p>
森委員	<p>322 人不明とのことですが、混ぜてしまったのは仕方ないですが、学校側から何人分回答があったということはなかったのですか。それがあれば、なんとなく数が出るのかなとも思います。</p>
東井子ども政	<p>先ほど説明させていただいた配布数は学校にお預けした調査票数で、余分にお</p>

策課長	渡ししているところもありますので、先ほど説明しました次回の報告書（案）までには中学・高校に子どもさんの実数の数を引いて配布数も修正をかけて、回収率も少し上がると思っています。ただ、その実数を聞いたとして、調査票から中学・高校と振り分けるのは難しいと思っています。
宗清委員	高校の在籍校がわかる必要はありますか。高校生活をしているというだけで、学校を別に特定しなくても私は良いと思うのですが。中には枝番等を振って1番から何番までがどこそこ高校というふうにしてお渡しすればわかるとは思いますが、漠然と見ていて高校生の調査の場合は別に在籍校がどこであれ、私は関係ないと思うのですが、これについてはどうお考えですか。
東井こども政策課長	中学も高校についても、在籍校名までは把握する必要はないと思っています。ただ、中学生と高校生はできるだけ分けて、中学生の傾向や高校生の傾向を分析しながら次の施策に繋げていきたいと思っていますので、今委員がおっしゃっているような在籍高校名までは把握するつもりはございません。
福永会長	今回のこの在籍校不明分 322 人というのは、中学生か高校生かという区別もできないようにごちゃ混ぜにしてしまった、回収した後の段階で全部ごちゃ混ぜになってしまった、区別することができない状態になっているということなのでしょうか。問2の無回答が多かった。
東井こども政策課長	はい。
福永会長	どうすれば問2が無回答になるのかなと思ったのですが。
東井こども政策課長	そのあたり、回収されて把握されている事業所サーベイリサーチの方が来られているので。
S R C	お預かりした調査票につきましては、基本的にはお預かりした状態で入力する前の下準備として連番、いわゆるサンプルナンバーを付けまして、それをキーに電子データ化する、入力作業をするということをしております。基本的にはある一定、回収された学校はかたまりにはなっているはずなので、前後の回答を見て判断できる可能性はあることはあると思います。ただ、一部どうしても作業処理上混在している可能性もあるので、前後の回答を元に特定することは別の意味で危険な要素もありますので、特段そういう前後から判断する処理は行っていないということです。基本的には問2の回答を元に集計を取らせていただきました。
河田委員	今日配られた黄色の冊子がアンケートの元になっていると思いますが、これを見てみると、多分問2を見た時に大きな括弧の中のもう1つ小さな括弧で学年を教えてくださいのほうが目立ってしまってそっちに目がいって、中学校、高校、特別支援学校というところに答えるのが抜けてしまったのではないかと今思ったのですが、それはどうなのでしょう。今となってはわからないと思いますが、今後作られる時にこういう間違いが起らないようにという意味では、少し変えられたほうが良いかなと思いました。
福永会長	是非ともここでということで質問事項や意見等がございましたら、お願いしたいと思っています。ないようでしたら、次に移らせていただきます。

江菅委員	<p>結果速報なので、こういう結果でしたという数値が出されているのは仕方ないとは思いますが、だから何だというところが一番大事になると思います。そのあたりは次回には出てくるのでしょうか。こういうアンケートで、選択肢1番が何%、2番が何%でしたという結果だけが出ているので、そこからどういうことが読み取れるとか、どういう課題が見えてくるとか、そういうところまで踏み込んで報告していただけるのでしょうか。</p>
東井子ども政策課長	<p>先ほども申しあげました説明の時にも、速報ですのでこういった形で数字が出ているという単純な報告になっております。先ほども申しあげましたように、就学前児童・小学生でしたら前回の比較もできますし、そこから見えてくるような傾向も見えてくると思いますので、そういったところの視点も含めて報告書としてまとめていけると思っています。あと、中高生、19～39歳の若者につきましては、今回初めて新しい調査項目で実施いたしました。先ほど事務局の説明にもありましたように、今後この調査の結果を単純集計だけでなく設問ごとのクロスもかけながら、課題や特徴的なところもつかんでいきたいと思っておりますので、そういったところもなるべく説明の中に入れられる分については入れながら、報告書としてまとめていきたいと考えております。</p>
福永会長	<p>それでは、続きまして報告事項「(3) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針について」事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>配布資料3-1です。まず、基本指針とはということですが、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針です。これは内閣総理大臣が示しているもので、平成27年度からスタートした子ども・子育て支援の新制度に伴うものです。基本指針は平成26年7月2日告示されたものであり、この間国は早期の待機児童の解消や2022年度末までの5年間で25～44歳の女性の就業率80%に対応できる受け皿の整備を目指すため、子育て安心プランを策定しており、これらの内容を踏まえた基本指針の改正作業が現在進められています。3月に公表するというのを、府を通じて聞いておりますので、新たな指針が出されましたら、委員の皆さまにもお示しさせていただきます。本日お示ししている基本指針の項目は、第一から第六の柱で構成されており、かなりの分量となっておりますが、本日は第一の子ども・子育て支援の意義に関する事項に絞って説明します。</p> <p>配布資料3-2に概要をまとめましたのでご覧ください。法の目的ですが、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを療育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的としています。子ども・子育て支援については、子どもの最善の利益が実現される社会を目指すとの考えを基本としていること、子どもの視点に立って子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準とすることが必要とされています。法の対象とするものは、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況、その他社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭となっています。最後には、社会のそれぞれの役割が記載されています。行政が子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、</p>

家庭、学校、地域、職域、その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深めて、それぞれが協働してそれぞれの役割を果たすことが必要とされています。

続いて「1 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境」について、まず1点目として、近年核家族化の進展や地域の繋がり希薄化により、祖父母や近隣の住民等から日々の子育てに対する助言・支援や協力を得ることが難しい状況になっているということ、2つ目として親世代の兄弟姉妹の数も減少しているため、自分自身の子どもができるまで赤ちゃんと触れ合う経験が乏しいまま親になっているということ、3つ目として共働き家庭が増加し続けているということや、若年男性を含め非正規雇用の割合も高まっているということ、また、出産に伴う女性の就労継続は依然として厳しい状況にあり、かつ、子育て期にある30代及び40代の男性で長時間労働を行う者の割合は、依然として高い水準にあることが述べられ、このような様々な事情から子育ての負担や不安、孤立感が高まっているということが書かれています。また、兄弟姉妹の数も減少しており、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少している等、子どもの育ちをめぐる環境も変わってきています。このような環境から、子どもの育ちや子育てを行政や地域社会はじめ、社会全体で支援していくことが必要であるとされています。

「2 子どもの育ちに関する理念」では、乳幼児期の発達には連続性を有するものであるとともに、一人ひとりの個人差が大きいものであることに留意しつつ、発達に応じた適切な保護者の関わりや質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じて、その間の子どもの健全な発達を保障することが必要とされており、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要ということ、また一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を整備することが社会全体の責任であると書かれています。

「3 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義」では、父母その他の保護者は子育てについての第一義的責任を有するという基本的な認識を前提として、子ども・子育て支援は保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添うこと、2つ目として保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことが書かれています。また、全ての家庭及び子どもを対象として地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を、質・量両面にわたり充実させることが必要で、それを実施するにあたっては妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくこと、保護者の気持ちを受け止め寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びの支援を行うこと、安全・安心な活動場所等、子どもの健全な発達のための良質な環境を整えること、及び地域の人材を生かしていくことに留意することが重要とされており、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されること

	<p>が重要であって、そのためには保護者以外に幼稚園教諭・保育士等、子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要で、施設整備等の良質な環境の確保が必要。そして質の確保・向上のためには適切な評価を実施するとともに、その結果を踏まえた不断の改善努力を行うことが重要と記載されています。</p> <p>「4 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割」では、父母その他の保護者が子育てについて責任を有していることを前提としつつ、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要と書かれています。そして、それぞれの役割について、まず市町村については幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援を総合的に実施する主体となる。事業主については、男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正や育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、ワーク・ライフ・バランスが図られる雇用関係の整備が求められていると書かれています。保護者については、地域の中で男女ともに保護者どうしや地域の人々の繋がりを持ち、地域社会に参画し、連携し、地域の子育て支援に役割を果たしていくであるとか、地域コミュニティの中で子どもを育てることが必要ということが書かれております。教育・保育施設については、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことが期待されると書かれております。最後には、地域及び社会全体が子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えるを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく、喜びや生きがいを感じることができる、全ての子どもが大事にされ健やかに成長できるような社会、すなわち子どもの最善の利益が実現される社会を目指すということが書かれております。</p> <p>以上ですが、今お示ししましたとおり、全ての子どもや子育て家庭、自己肯定感、子どもの最善の利益等のキーワードを頭の隅に置いていただいて、今後の計画策定に関して議論いただければと思います。以上です。</p>
福永会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>膨大な基本指針に書かれている中で、我々の計画の趣旨や目的は何かという基本指針の大事なところを説明いただき、確認できたと思います。ですので、良ければ次の説明に移ります。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、報告事項「(4)「量の見込み」の算出について」も同じように指針として示されています。説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、配布資料4です。お持ちいただいた黄色の現計画冊子の68ページに量の見込み算出の流れを掲載しておりますので、合わせてご覧ください。</p> <p>子ども・子育て支援法において、市町村は国が示した先ほどの基本指針に則して、5年を1期とする市町村子ども・子育て事業計画を作成することとなっております。その指針では教育・保育及び地域子ども子育て支援事業に対する必要となる量の見込みの算出に関する3つの基本的な考え方が定められております。</p> <p>1点目として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業計画において、今後必要となる量の見込みと、それに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定める必要があります。</p>

2点目として、子ども・子育て支援事業計画は、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に相当する事業の利用状況、利用希望等を踏まえることが必要です。

3点目として、子ども・子育て支援事業計画の作成にあたり、保護者に対するニーズ調査を行い、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、これらを踏まえ各事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行う必要があります。

1 ページ目の中段の表ですが、教育・保育の量の見込みに対する確保の内容及び実施時期のイメージを示しております。表の左上の「Aブロック」というのは、教育・保育提供区域のブロック名です。茨木市では5ブロックの圏域を考えておりますので、ブロックごとに量の見込みに対する確保の内容及び実施時期の計画を立てることとなります。表中の①は、目標となる見込みの量です。それを達成するため、認定こども園や幼稚園、保育所等の教育・保育施設及び小規模保育等の地域型保育事業の目標値が②です。見込み量に対する不足については、年度ごとに確保量を増やし不足を解消していきます。表の下の「認定区分3区分」というのは、就学前の児童を年齢と保育の必要性の有無により3つの区分にわけたもので、それぞれの区分に対して量の見込みを算出します。下の表は、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに対する確保の内容及び実施時期のイメージです。この2つの表のように、量の見込みに対する確保の内容及び実施時期を計画期間である5年目まで1年ごとに算出していきます。

2 ページの「2 (1) 全国共通で「量の見込み」を算出する項目」では、量の見込みを行う事業と、その対象となる子どもの年齢を一覧で示しています。教育・保育の1号認定では、専業主婦の家庭や保護者の就労時間が短い家庭が利用している認定こども園や幼稚園が対象となり、子どもの対象年齢は3～5歳です。2号認定では、共働きの家庭が利用している幼稚園や認定こども園及び保育所が対象で、子どもの対象年齢は3～5歳。3号認定では、認定こども園及び保育所等小規模保育等の地域型保育が対象となり、子どもの対象年齢は0～2歳です。地域子ども・子育て支援事業の1番目の利用者支援事業では、子どもの対象年齢は0～5歳、または小学生です。2番目となります地域子育て支援拠点事業では、子どもの対象年齢は0～5歳、3番目の子育て短期支援事業では、子どもの対象年齢は1～18歳未満、4番目の子育て援助活動支援事業では、子どもの対象年齢は0～小学生です。5番目の一時預かり事業では、認定こども園・幼稚園における在園児を対象とした一時預かりでは子どもの対象年齢が3～5歳、それ以外については0～5歳です。6番目の時間外保育事業では、子どもの対象年齢は0～5歳です。7番目の病児・病後児保育事業は、子どもの対象年齢は0～小学3年生となっています。8番目の放課後児童健全育成事業は、子どもの対象年齢は小学生ということになっております。

「3 量の見込みの算出方法」については、平成30年11月に市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出等のための手引きで、各項目ごとに示されておりますが、本日は共通する部分について説明します。「(1) 家庭類

型の分類」では、就学前児童対象のニーズ調査の問7の回答結果によって、対象となる子どもの父母の有無を確認し、問12、12-1、13、13-1によって保護者の就労状況や就労時間を元に家庭類型のタイプAからFを求めます。2ページの下にあるのは、実際に調査結果を入力した量の見込みの算出を行うワークシートです。算出方法の流れがわかるようにということで、架空の数字を入れております。

3ページの上段の表は、保護者の就労状況によるタイプBからFの家庭類型の分類表です。

「(2) 潜在家庭類型の分類」は、(1)で分類した家庭類型にニーズ調査の問14、15の就労希望を持つ方の割合、つまり現在パート・アルバイトの方でフルタイムへ転換を希望されている方、または現在無職の方で今後働きたいと考えている方の割合を反映させたものです。3ページの中段に例として実際に家庭類型に就労希望の方の割合を反映させ、潜在家庭類型を求めたワークシートを載せております。

「(3) 家庭類型別児童数の算出」では、(2)の潜在家庭類型の割合に目標とする年度の子どもの年齢ごとの推計児童数を掛け合わせ、家庭類型別児童数を算出します。3ページの下段は、実際に潜在家庭類型に推計児童数を掛け合わせ、家庭類型別児童数を算出したワークシートです。

4ページ「(4) 量の見込みの算出」については、(3)で算出した家庭類型別児童数に利用意向率を掛け合わせ、量の見込みを算出します。利用意向率は、先ほどの教育・保育の1号から地域子ども・子育て支援事業8までの各事業において、大阪府や国から示されている手引きに基づいて算出します。1つの例として1号認定3～5歳の認定こども園及び幼稚園のニーズ量の算出方法をお示ししております。1号認定の認定こども園及び幼稚園の施設数は保育を必要とする児童ではなく、教育を必要とする児童が対象となるため、潜在家庭類型はタイプC、タイプD、タイプE、タイプFを用います。利用意向率は、ニーズ調査の問18の今後平日定期的に利用したいと考える施設やサービスで「1 幼稚園」「2 幼稚園+幼稚園の預かり保育」「4 認定こども園」を選択した方の割合を足したものが利用意向率となります。この家庭類型別児童数に利用意向率を掛け合わせて量の見込みが算出されることとなります。ここには架空の割合を入れてあります。この一連の過程は、あくまでニーズ調査の結果を元にしておりますので、実際のニーズからは少し離れた数字が出る可能性も予測されます。今後の見込み量については、一旦ニーズ調査からの量の見込みをお示しし、過去の実績や委員の皆さまのご意見等を踏まえ修正等を行い、より現実的な実際のニーズに合った量の見込みを確定していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

福永会長

ありがとうございました。

いかがでしょうか。何かご意見、ご質問はございますか。特段なければ、次の討議事項に移りたいと思います。

森委員

説明を聞いたのですがわからなくて、教えてください。1ページ目の表の1年目と2年目の3号が「▲100」と「▲20」になっているのは、これはイメージとのことなのでこれからとっていくというものかと思っていれば、既にとって足りな

	<p>かったという意味でしょうか。このマイナスの意味がわからないので、教えていただけたらと思います。</p>
東井こども政策課長	<p>黄色の冊子を皆さんお持ちですか。現行計画の73からを見ていただいて説明させていただきます。26年度実績があり、実施時期ということでこれを策定したのが平成26年です。27年から31年度の期間のうちで推計の児童人口も載せておりますが、ここに1号認定、2号認定ということで記載しております。量の見込みと確保の内容で一番下②-①これがマイナスであれば、需要をまだ満たしていないということになります。ですので、1号認定で言えばこの27年度から31年度市全体では充足しているという状況です。次にページを捲っていただいて、例えば中央ブロックについては、②-①だとまだ量の見込み、皆さんが希望するのに対して市のほうで確保できるのがまだマイナス273、それで5年間のうちで施策を打って確保していこうというような内容になっておりますので、そういった形で見ただけであればと思います。</p>
宗清委員	<p>基本指針のところそれぞれの役割ということで、行政・家庭・学校というのはわかるのですが、あと地域と職域、この地域はどのように関わっている地域ですか。それか地域全体ということですか。それを詳しく教えてください。</p>
東井こども政策課長	<p>地域全体ということです。現行子ども・子育て支援計画でも進めている中で、行政だけでなく事業所だけでなく、地域の関わりももちろん得て進めておりますので、行政・事業所だけでなく地域全体として子育て家庭に関わっていくという趣旨です。</p>
宗清委員	<p>その中で「分野における構成員」というのがありますが、地域の中の構成員というのはどういう地域組織を考えておられますか。</p>
東井こども政策課長	<p>どういう構成員と言いますか、今申し上げていたような子ども・子育て支援の必要とする家庭に関わる地域の関係機関や団体、今日もご参画いただいているような民生児童委員の代表の方、放課後子ども教室ももちろんそうですが、子ども・子育て家庭に関わっておられる地域の構成団体という認識で考えています。</p>
宗清委員	<p>あと一つ、各ブロック別にわけておられますが、私達も関わっている各地域のブロック割りがずれていたりして、高齢者だと包括も関わってくるとは思います。行政でブロックをはっきりと、これは中央、これは北部、これは東部ときっちりしてほしいです。時々校区がずれていたりして、実際に動きにくい場合が結構ありますので。その点は徹底して行政が関わって一本化できたらと思います。それが希望です。</p>
福永会長	<p>ありがとうございました。</p>
東井こども政策課長	<p>5ブロックの切りわけの話だとは思いますが、後ほどもまた教育・保育提供区域のブロック分けについては説明させていただいて、ご確認いただこうと思っています。前回5年前の計画の時も、子ども・子育ては5ブロックで皆さんにご確認いただいて、福祉のほうは7圏域、7ブロックに割っておりましたので、整合が保てなかったところもあるのですが、昨年障害福祉計画を包含している市の総合保健福祉計画を策定する際、その7圏域から子育てとほぼ同じような5圏域でブ</p>

	<p>ロックわけされておりますので、1小学校区だけがブロックが違うことになっているのですが、あとはほぼ整合が取れておりますので、福祉と子育て分野の整合をもって今後進めていけるだろうと思っています。</p>
福永会長	<p>ありがとうございます。次の討議事項（1）に教育・保育提供区域がありますので、そのところで説明いただくということでよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>それでは、配布資料5をご覧ください。合わせて先ほどの資料3-1の基本指針の14ページもお開きください。基本指針の中段の「1 教育・保育提供区域の設定に関する事項」というところをご覧ください。子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育提供区域を設定することが義務付けられております。区域の範囲は各自治体の裁量に任されており、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示すこととなります。子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、5つの教育・保育提供区域の設定の考え方が示されております。国の区域設定における考え方として、1つ目に地理的条件、人口、交通事情、その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況、その他の状況を総合的に勘案して定めること、2つ目に小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定めること、3つ目に地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえること、4つ目に教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となること、5つ目に教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実情に応じて区分または事業ごとに設定することができることとしております。先ほどの量の見込みの説明の際に、茨木市では5ブロックの区域を考えていると説明いたしました。本市では第3期計画を策定する際に茨木市立保育所民営化基本方針の道路や河川で5ブロックに区切られているのを基本に、小学校区ごとでかためた資料でも示しております5つのブロックを設定いたしました。その後、平成30年3月に策定した茨木市総合保健福祉計画の圏域を、次世代育成支援行動計画と整合を図るため、7圏域から5圏域に変更しております。茨木市総合保健福祉計画では、圏域に1か所ずつ相談機能やネットワーク機能を持つ地区保健福祉センターを設置することとしており、市の5つの基幹保育所や子ども・若者関係機関、団体も地域保健福祉センターと連携する必要があることから、現行の5ブロックにしたいと考えています。この5ブロックを基本に、教育・保育地域子育て支援事業の量の見込みと、それに対する確保の内容とその時期を定めたいと考えています。各ブロックの人口と子育て資源数について、人口が平成30年12月末現在の数字、施設団体数は平成31年1月1日現在の数字です。黒い網掛けの括弧書きの部分は、ブロックの基幹保育所名を示しております。全体的な人口では、南ブロックの子どもの数が若干多くなっております。以上です。</p>
福永会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>いかがでしょうか。質問あるいはご意見等がありましたら、お願いします。</p> <p>7圏域から5圏域に保健福祉計画のほうも合わせるとのことだと思います。</p>

	<p>特にないようでしたら、次の案件に進みたいと思います。討議事項「(2) 茨木市次世代育成支援行動計画（第3期）PDCA確認シート（案）、〈仮称〉茨木市次世代育成支援行動計画（第4期）目標設定シート（案）について」事務局にお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>配布資料6です。過日の子ども育成支援会議で現計画の事業の成果、課題等を洗い出して事業の評価を行って、次期計画の施策や事業に繋げるためPDCAサイクルを構築してはどうかとご意見をいただいたこともあり、茨木市次世代育成支援行動計画（第3期）のPDCA確認シート及び茨木市次世代育成支援行動計画（第4期）の目標設定シート、両方とも（案）ということにしておりますが、作成してみました。第3期計画の評価と改善点の洗い出し、それを踏まえた第4期計画の目標設定、第3期計画PDCA確認シート、第4期計画目標設定シートの2つを作成していくことを考えております。第3期の計画書から第3期のPDCA確認シートに必要事項を転記していく作業から取りかかります。事務事業の調書とか実績記録であるとか各所管課が毎年度取りまとめている資料やデータを元に、当該の実施事業に関して予算化されているものを、実施事業名、活動事業欄にその事業の平成27年度から30年度の実績、原則年度末時点を想定しておりますが、それを集計した数値を活動結果の過去実績欄に記入していくということになるかと思えます。活動指標（予算化事業・取組）について、これまでの取組実績や状況を振り返って活動結果に対する分析の欄で評価していきます。評価は当該事業（取組）について、事業の目的の妥当性、市民ニーズに基づく事業実施、受益者にとっての事業の重要性の各視点で実施できているか、その成果は出ているのかということ进行分析し、各問いかけに対し「はい」「いいえ」「どちらともいえない」のいずれかを選択していくこととなります。その選択項目数により、予め設定した基準がございますが、それで点数化していきます。それで「A」「B」「C」「-」の4段階で当該事業の成果に対する評価結果が「総合評価」の欄に示されます。活動の実績を数値化できないようなものも、視点としては先ほど申しました視点で評価を行うこととなります。活動結果に対する分析、総合評価での評価結果を踏まえて、該当する活動指標についてその活動の反省点を次の視点で考察して、「Aできたこと・達成したこと」「Bできなかったこと・達成できなかったこと」の各欄に記入していきます。できたことやできなかったことを踏まえて、その活動の目的を実行達成するために解決すべき問題点、課題となると思いますが、これを分析し、Cの活動目的を達成するための課題欄に記入していただきます。活動結果を振り返っての評価、成果と課題というところで書きだしたCの活動目的を達成するための課題と、Aの方向欄で選択した方向性を踏まえて、当該事業の取組の目標の達成や成果をより高めるために、どのような改善を行っていくのかを、Bの「何をいつまでにどう取り組んでいくのか」という欄に記載していただきます。第3期計画に対する評価、チェックの部分と改善、アクションの結果を踏まえて、様々な事業、取組を包括する施策について、その目的・目標・狙いが達成できているのかという視点で総括を行い、施策全体の総括欄に記入していきます。</p>

	<p>第3期計画のPDCA確認シートについては、第3期計画では施策全体の進捗であるとか達成状況を定量的に評価するための成果指標は設定しておりませんので、事業の実績等可能な限りその成果を裏付ける根拠を示しながら総括することになるかと思えます。一つの施策を複数の課が実施する事業により推進できた場合については、庁内の連携会議等を通じて情報の共有を図りながら、関係する課それぞれが総括し、取りまとめるようにしたいと考えております。第3期計画のこの確認シートによる第3期計画の総括・評価・課題・改善点の洗い出しを受けて、第4期計画の目標設定シートを作成していただくこととなります。実務的には、来年度早々に関係する各課の担当者を集めて、このシートの記入の仕方や視点、基準というようなことの説明会を実施して、作成内容についてばらつきが出ないようにマニュアル等を作成して、これに基づいた詳細な説明とか確認等を行って作成していく予定としておりますので、よろしくお願ひします。以上です。</p>
福永会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>江菅委員から一言ありましたら。よろしいですか。</p>
江菅委員	<p>まず、最初の眼目は第3期の確認シートの部分で、何が問題なのかということ「見える化」することが大事だと思っています。その課題について、次にどう手を打っていくのかという、そのための見える化のための手段として、PDCAサイクルを活用できますので、そういう意味でできたとかできないとかの評価じゃなくて、そういう結果が何故出てきたのかということ等を皆で考えようというのがこのPDCAの確認シートですので、作るほうは「怒られるかな」という心配をしながら書かれるとは思いますが、そうではなくて、次のステップへ移るための階段をつくるという意識で書いていただきたい。市民の皆さんも「できてない。けしからん」ではなくて、「よく頑張ってくれたけど、ここがまだ足りないからもっと頑張るね」というような、お互いにそういう前向きな取組になるようなシートにできたら良いなと思っています。</p>
福永会長	<p>ありがとうございます。まさにおっしゃるとおりかなと私も思います。行政が行う事業というのは、量的に確保をしていけばそのこと自体が解決するというような事業もたくさんありますが、やはり問題解決に向けて色々やっていく中で、目的と片付ける、そののところがどうやって取り組んでいくのかということが、ただ事業の達成数値イコール解決にはならないようなこともたくさんございますので、江菅委員がおっしゃったように、そもそも何のためにこの事業をするのか、やったことによってその問題点が解消していったのかどうなのか、そこが目に見えるものも見えないものも含めてフィードバックしながら、どこに問題点があって何に改めて課題を見つけ出して、何をどういうふうに解決しながら取り組んでいかなければいけないかというところを議論できる素地ができるということが、非常に大きく画期的なことだと思います。そういう方向でこれが活かされていくようにと思います。</p> <p>このことについて、何かございますか。</p>
宗清委員	<p>第4期のところですが、継続ということで「いばらき結婚・子育て応援団」の結成というのがあります。その次に質的充実ということで、この中の「ふたりの</p>

	<p>出会い 100 選」は、上の結婚・応援とかぶさるのではないかと思います。ただ、この「ふたりの出会い 100 選」とか「子育ていいとこ比べ」を公募・選定、啓発用冊子を作られるということで、これは非常にふわっとしてできたら楽しいと思います。ただ、一部継続の部分とかぶさる部分があると思うのと、この 1103 の活動目標が「▲」です。この「▲」ということは、まだ検討中ですか。それをちょっとお聞きしたいと思います。</p>
東井こども政策課長	<p>今見ていただいているこのペーパーは、あくまでも今後第 3 期計画 P D C A 確認シートを埋めた上で、次の第 4 期計画の目標設定シート（案）ということで、まだ具体的な行動計画ではございません。とりあえず皆さまに見ていただいて、イメージをつかんでいただこうということで、例えば 1101、1102、1103 というようなものをあてはめているだけです。これが第 4 期計画に反映するものではございません。今後、先ほど説明した第 3 期の確認シートを踏まえて第 4 期のこの事業が出てくるということですので、ご理解いただければと思います。</p>
福永会長	<p>ありがとうございました。 それでは、時間もあと 10 分強となっております。</p>
東井こども政策課長	<p>あと 2 つ残っているのですが、できれば最後の骨子のほうを先に説明してご意見いただき、次回 3 月に修正させていただいてご確認いただけたらと思います。時間がない中申し訳ないのですが、骨子のほうを先に説明させていただいてもよろしいですか。</p>
福永会長	<p>はい。それでは骨子のほうをお願いします。</p>
事務局	<p>資料 8 になります。茨木市次世代育成支援行動計画（第 4 期）の骨子ですが、計画の基本理念は「子ども・若者が地域とともに成長するまち “いばらき”」「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して」といたします。また、本計画に定める施策は、保健、福祉、医療、教育、労働、生活環境等あらゆる分野に関わり、また妊娠・出産期から青年・若者期に至るまでのライフステージにわたることから、各分野、各ライフステージにおいてニーズや課題に沿った適切な施策を展開することから、ライフステージを「①妊娠・出産期」「②就学前期」「③小中学校期」「④青年・若者期」の 4 つのステージにわけ、それぞれの段階における課題解決に向け、支援が途切れることなく取り組むべき施策や事業を定め、計画的に推進します。各ステージには黒字でステージごとのタイトルを付け、四角囲みに施策の方向性を示し、この下に各事業がぶら下がるイメージで考えております。さらに真ん中にある「社会全体で子ども・若者や子育て家庭を支援できる環境づくり」、左側に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる環境づくり」、右側に「社会的な支援が必要な子ども・家庭が安心できる環境づくり」の 3 つの視点が全てのステージで抜け落ちることがないように、計画をまとめていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。</p>
福永会長	<p>ありがとうございました。第 4 期計画の骨子をこういった図のような形で 1 つの柱の元に繋がっていくということで説明がありました。この茨木市の掲げる次期次世代育成支援行動計画の全体のコンセプトみたいなことですが、いかがでし</p>

	<p>ようか。</p> <p>(3) は次回に回したいと思いますが、先ほどのニーズ調査の集計結果と同じように質問等がありましたら、また事務局のほうに送っていただくという形で、それも3月2日を目途にお願いします。</p>
東井こども政策課長	<p>先ほどのニーズ調査のクロス集計については、次回の報告書はスケジュール的に厳しいものがあり、3月2日を目途でということで、報告書には含みませんがそれ以降もクロスについて受付けさせていただきます。統計データについても、とりあえず行政がお示しできるデータを集約して本日お示しさせていただいておりますので、これを見ていただいている質問や、他にこういう資料がないのかというところについても3月2日を目途で、それ以降も次年度の計画を作る際に参考資料で入れさせていただきますので、随時何かあればおっしゃっていただければと思います。</p>
福永会長	<p>要望がありましたら、また出していただければと思います。</p>
中井子育て支援課長	<p>訂正だけさせてください。お手元の資料7の17ページで2点修正をお願いします。「(キ) 地域子育て支援センターの利用状況」の「2018(平成30年度)」のところ5か所、利用者数が「12,120」となっておりますが、「12,102」の誤りです。</p> <p>それから次の「(ク) つどいの広場の利用状況」も同じく「(平成30年度)17か所」で「62,215」となっております。この時点の集計ではこれだったのですが、団体のほうから訂正のご依頼をいただき、新しい数字としては「61,024」ということで訂正してお詫び申し上げます。</p>
福永会長	<p>それでは、どうもありがとうございました。</p> <p>次回について、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>次回第31回のこども育成支援会議ですが、3月28日木曜日午後6時から市役所南館10階大会議室で行います。議題は、待機児童解消保育所等の整備計画、利用定員の確認について、(仮称)茨木市次世代育成支援行動計画(第4期)策定に関わるニーズ調査の結果報告、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、(仮称)茨木市次世代育成支援行動計画(第4期)の骨子案、本日持ち越しになりました統計データ・資料についてを予定しております。以上です。</p>
福永会長	<p>どうもありがとうございます。</p> <p>そうしましたら、これをもちまして第30回茨木市こども育成支援会議は終了とさせていただきます。本日は長時間にわたりご協力をいただき、どうもありがとうございました。次回もよろしく願いいたします。</p>